

消費者庁提出資料

食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ概要

令和5年12月22日 消費者庁、農林水産省、環境省、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

1/2ページ

2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させる政府目標達成に向け、今回の施策パッケージに盛り込まれた施策を中心に、関係府省庁が地方公共団体や関係民間団体とも連携しながら来年度中に着実に実行し、来年度末に予定している「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（2020年3月31日閣議決定）の見直しに反映させる。

●食品ロス量 ※コロナ禍影響年を除く直近5か年（平成27年～令和元年度）平均614万トン（家庭系：280万トン 事業系334万トン）

2021年度：523万トン ※家庭系：244万トン 事業系：279万トン

目標値：489万トン ※家庭系：216万トン 事業系：273万トン

● 施策パッケージの主な内容とその後の施策の展開方向

主な施策項目		2023年度	2024年度	2025～2029年度
食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（2020年3月31日閣議決定）		※基本的な方針見直し（閣議決定）		改定基本的な方針に基づく施策の展開
未利用食品等の提供 （食品寄附）の促進	食品の期限表示の在り方	期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態調査、検討会を通じた「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の見直し、その際「まだ食べることのできる食品」の取扱いについて具体的に検討【消】		新たな期限表示ガイドラインを踏まえた施策の展開
	食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置の具体化	・一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、フードバンク等）を特定するためのガイドライン（食品寄附ガイドライン）の官民による作成（関連モデル事業の実施）【消、農、環、厚、こ、法】 ・食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みに関する官民協力の下での検討【消】 ・食品関連事業者に対する税制上の取扱いや優良事例の周知・発信【農、消】		一連の施策実行後、一定の管理責任を果たせる食品寄附関係者による食品寄附活動の促進による食品寄附への社会的信頼の向上し、その上で、食品寄附実態把握、社会福祉や食品アクセスの確保の観点からの食品寄附促進の必要性、社会全体のコンセンサス醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について最終受益者の被害救済にも配慮して法的措置を講じる
	フードバンク団体等を介した食品提供円滑化の強化支援（※別紙参照）	先進的なフードバンクへの輸配送等支援【農】、地方自治体や食品事業者、フードバンク、福祉に関する関係者等が連携して、買物困難者や経済的に困窮している者への食料提供を円滑にする地域の体制づくり支援【農、こ、法】、食品の無償提供に関わる多様な主体のデータ連携に関するモデル事業の実施【消】、重層的支援体制整備事業等を活用したフードバンク団体等・地方自治体等の連携促進【農】、食事の提供等を行うこども食堂の支援【こ】		寄附食品の管理・流通体制の高度化、地域現場のニーズとの連携の取組の推進
外食	食べ残しの持ち帰り促進	消費者の自己責任を前提としつつ協力する飲食店等が民事・食品衛生上留意すべき事項を規定するガイドライン（食べ残し持ち帰りガイドライン）の策定（関連モデル事業の実施）【消、農、環、厚、法】		食べ残し持ち帰りガイドラインを踏まえた食べ残し持ち帰りの意識変化の推進
	企業の排出抑制の具体的取組の公表			
事業系	1/3ルール等商慣習見直し促進	食品業界・消費者・行政が構成員となる「食品廃棄物等の発生抑制に向けた取組の情報連絡会」の設置、商慣習（納品期限、賞味期限の安全係数・大括り表示等）の見直しに係る取組の促進【農】		事業系食品ロス削減対策の更なる強化
	食品のリユース促進			
	食品ロス状況把握と削減策促進	家庭系食品ロス発生要因の分析、家庭系食品ロスの効果的削減策に関する手引きの作成【環】		
	国民運動「デコ活」によるライフスタイル変革促進	デコ活の推進、新しい豊かな暮らし製品・サービス実装支援、デコ活アクション呼び掛け【環】		家庭系食品ロス削減対策の更なる強化 ライフスタイルの変革促進
家庭系	期限表示の正しい理解の促進	賞味期限の愛称（「おいしいめやす」）の周知【消】		期限表示の理解促進
	経済損失と環境負荷試算	算出法確立 食品ロス量と併せて経済損失と温室効果ガス排出量の試算値を公表【消、農、環】		
その他	地域主体モデル事業取組強化	サーキュラーエコノミー地域循環モデル構築【経】、食品廃棄ゼロエリア創出【環】		サーキュラーエコノミー加速化、食品廃棄ゼロエリア創出
	学校、保育所、認定こども園、幼稚園への栄養教諭・栄養士等の配置拡大	栄養教諭を中核とした指導の充実【文】、栄養教諭に係る定数改善と計画的な採用等の働きかけ【文】、保育所・認定こども園・幼稚園への栄養士・栄養教諭の配置支援【こ、文】		
	国主催イベント等での削減取組	2025大阪・関西万博啓発手法検討、資材開発【消】		2025大阪・関西万博、園芸博覧会での啓発
	ICT等の活用	ICTを活用した売れ残り等の課題解決【農】、サプライチェーン効率化のための調査・実証・啓発【経】		

二〇三〇年度までの半減目標の達成

地方消費者行政強化交付金（消費者庁）

地方公共団体が実施する食品ロス削減推進の取組として、フードバンクやフードドライブ活動等を支援する。

※事業実施主体：都道府県・市町村

※想定支援箇所数：10自治体程度（フードバンク等支援関係）

食品アクセス緊急対策事業（農林水産省）

円滑な食品アクセスを確保するため、地域の関係者（都道府県、市町村、社会福祉協議会、生産者、食品事業者、NPO、フードバンク・こども食堂・こども宅食等）が連携して組織する協議会の設置や地域における食品アクセスの現状・課題の調査、課題解決に向けた計画の策定・実行といったモデル的な取組を支援する。

※事業実施主体：団体（都道府県、市町村、農業協同組合、消費生活協同組合、社会福祉協議会等）

※想定支援箇所数：10地域

共通API等を用いた地域単位での食品寄附データ統合モデル事業（消費者庁）

企業や自治体、フードバンク、こども食堂などがある食品寄附に係るデータについて、モデル地域において、APIを通じたデータ連携・マッチングを行い、データ連携によって食品寄附を促進するモデルケースを構築する。

※事業実施主体：民間団体

※想定支援箇所数：1～2地域

消費者

食品関連事業者等

フードドライブ
事業者食品寄附

フードバンク

フードパントリー
こども食堂

消費者

食品ロス削減緊急対策事業 食品ロス削減総合対策事業（農林水産省）

- ①食品衛生管理水準の向上や効率的な配送システムの構築等フードバンク活動の強化に向け専門家派遣等のサポートを実施する。
- ②大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的な取組に必要な経費を支援する。

※事業実施主体：民間団体

※想定支援箇所数：①70団体、②31団体

税制上の取扱いの周知 （農林水産省、消費者庁）

食品寄附を行う場合の輸送費等のコストを損金算入できる税制上の取扱いを食品関連事業者等に周知する。

地域こどもの生活支援強化事業（こども家庭庁）

多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設ける。

※事業実施主体：都道府県・市町村

※想定支援箇所数：184自治体程度（地域子供の未来応援交付金、令和4年度実績）

ひとり親家庭等のこどもの食事等 支援事業（こども家庭庁）

困窮するひとり親家庭を始めとする要支援世帯のこども等を対象とした、こども食堂、こども宅食、フードパントリー等を実施する事業者を対象として広域的に運営支援、物資支援等を行う民間団体の取組を支援し、こどもの貧困や孤独・孤立への支援を行う。

※事業実施主体：民間団体

※想定支援箇所数：7団体程度

重層的支援体制整備事業 （厚生労働省）

地域住民が抱える様々な地域生活課題の解決に向けて、フードバンク団体等と、地方自治体（子ども・高齢者・障害者・困窮者支援の関係機関）や他の支援団体等との連携・協働を促進する。

※事業実施主体：市町村（フードバンク団体やこども食堂等を含む様々な支援団体と連携）

※想定支援箇所数：重層事業実施自治体数（※令和5年度189）



「食の環（わ）」プロジェクトの取りまとめとその発信について（関係府省庁申合せ） 概要 (令和6年7月)

「食の環（わ）」プロジェクトの背景

➤ 25年ぶりの「食料・農業・農村基本法」の見直しにおいて、「食品アクセスの確保」の考え方を明記。具体的には、経済的、物理的に食品にアクセス困難な方々に健康な食生活を享受できるようにする取組を政府として推進していく必要。

➤ 「食品ロス削減」や「食品寄附促進」に加え、「食品アクセスの確保」に向けた取組を関係府省庁や地方公共団体が縦割りに陥ることなく、一体的に取り組めるように、**食品ロス削減、食品寄附促進、食品アクセス確保の3つの施策を包括する概念**を「**食の環（わ）**」と呼ぶことについて、関係府省庁で申合せ。

＜「食の環（わ）」プロジェクトに向けた施策の全体像（概要）＞

食品ロス削減	（食品の）経済的アクセス	（食品の）物理的アクセス
排出削減の取組 (公表・商慣習見直し・国民運動等)	食料提供に向けた体制づくり (地域の関係者が連携して取り組む協議会の設置等支援)	
食品寄附の促進 (期限表示、保険、DX)	食料提供に資する体制づくり (食料支援等を通じたつながり創出)	移動販売等の拠点となる施設整備
フードバンク・こども食堂等を介した食品寄附への支援 (食品寄附ガイドライン作り、フードバンク・こども食堂等の活動支援等)		店舗への交通手段の確保
食べ残し持ち帰り促進 (持ち帰りガイドライン作り)	フードバンク・こども食堂等への食料提供 (備蓄米無償交付等)	移動販売等で店舗を届ける
		商品を届ける (ラストワンマイル配送支援等)
		食品アクセスの状況や対策事例等

今後の取組予定

- 今後、関係府省庁は、食品ロス削減・食品寄附促進・食品アクセス確保に関わる幅広い施策において、「食の環（わ）」プロジェクトの一環であることや、「食の環（わ）」共通のロゴマークを使用して、ワンボイスで発信する。（ロゴマークは、行政だけでなく、民間も利用可能）
- 「食の環（わ）」プロジェクト特設サイトを立ち上げ、「食の環（わ）」プロジェクトに関する関係府省庁の情報を集約する。
- 今後、本プロジェクトの成果の「見える化」を検討していく。

「食の環（わ）」プロジェクトロゴマーク

（関係府省庁による発出文書等において、下記のいずれかの「食の環（わ）」プロジェクトロゴマークを使用。また、一定の要件の下、民間団体等にもロゴマークの使用を認める。）



「食の環」プロジェクトは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS